

# 第2回地方分権に関する研究会

## 資料

# 目 次

■ 地方分権改革の歴史 .....	3 ~ 7
■ 地方分権改革の具体事例 .....	9 ~ 20
・農地制度改革	( 9 ~ 10)
・地方版ハローワークの創設	(11 ~ 12)
・義務付け・枠付けの見直し	(13 ~ 15)
・地方の意見提出権	(16 ~ 17)
・国と地方の協議の場	(18 ~ 20)
■ なお残る課題の事例 .....	22 ~ 27

# 地方分権改革の歴史

---

# 資料（１） 地方分権改革の年表

全国知事会等		主な経緯
第1次分権改革	H6.9.26 地方分権の推進に関する意見書 (地方自治法に基づく意見提出)	H5.6.3.4 地方分権の推進に関する決議(衆参両院)
	H7.2.17 地方分権の推進に関する緊急要望 (法律の早期制定を要望)	H7.5.15 地方分権推進法成立
	H7.8.10 地方分権推進本部設置	H7.7.3 地方分権推進委員会発足(委員長:諸井虔)(~H13.7.2)
	H12.2.14 地方分権推進体制の維持に関する緊急要望 (推進法の期限延長を要望)	H11.7.8 地方分権一括法成立
	H13.5.16 地方分権推進体制の維持に関する緊急要望 (地方分権推進委員会に代わる組織の設置を要望)	H12.5.12 地方分権推進法改正法成立
H14.11.6 国庫補助負担金の廃止・縮減に関する緊急要望	H13.7.3 地方分権改革推進会議発足(議長:西室泰三)	
H15.5.23 三位一体の改革に関する緊急決議 (地方税財源を充実強化する方向での分権改革の推進を決議)	H14.6.21 骨太の方針2002の閣議決定 (三位一体改革を進めることを決定)	
H16.8.24 国庫補助負担金等に関する改革案 (政府からの要請により改革案を取りまとめ)	H16.6.4 骨太の方針2004の閣議決定 (地方公共団体に対して国庫補助負担金改革の具体案を取りまとめるよう要請)	
H17.12.1 「三位一体の改革」に関する政府・与党合意に対する声明	H17.11.26 三位一体改革に関する政府・与党合意 (国から地方へ3兆円の税源移譲が実現)	
H18.1.13 新地方分権構想検討委員会発足(委員長:神野直彦)		
H18.5.11 新地方分権構想検討委員会中間報告		
H18.6.7 地方分権の推進に関する意見書 (地方自治法に基づく意見提出)		
H18.11.30 新地方分権構想検討委員会最終報告		

全国知事会等		主な経緯
第2次分権改革	H19.1.16 地方分権改革推進本部設置	H18.12.8 地方分権改革推進法成立 H19.4.1 地方分権改革推進委員会発足(委員長:丹羽宇一郎)(~H22.3.31) H23.4.28 国と地方の協議の場法成立
	(H23年度~) 法制化後の「国と地方の協議の場」における協議	H23.4.28 第1次一括法成立 (義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大) H23.8.26 第2次一括法成立 (基礎自治体への権限移譲) (義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大) H25.3.8 地方分権改革推進本部発足(本部長:内閣総理大臣) H25.4.5 地方分権改革有識者会議発足(座長:神野直彦)
	H26.8.5 農地制度のあり方について (地方分権及び農地確保の観点から農地制度の施策のあり方について提言)	H25.6.7 第3次一括法成立 (義務付け・枠付けの見直し) (都道府県から基礎自治体への権限移譲) H26.5.28 第4次一括法成立 (国から地方公共団体への事務・権限の移譲等:自家用有償旅客運送の登録監査等権限を移譲等) (都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等:県費負担教職員の給与等決定権限を移譲等) H26.6.24 「地方分権改革の総括と展望」取りまとめ H27.6.22 第5次一括法成立 (地方公共団体への事務・権限の移譲等:農地転用許可に係る権限移譲等) (義務付け・枠付けの見直し) H28.5.13 第6次一括法成立 (地方公共団体への事務・権限の移譲等:地方版ハローワークの創設等) (義務付け・枠付けの見直し)

## 地方分権一括法の概要

- 平成12年に地方分権一括法（「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」）が施行。自治体を「国の下請け機関」とみなした機関委任事務が廃止され、国と地方の関係が「上下・主従」から「対等・協力」へと変化。

### 機関委任事務制度の廃止

- ・ 機関委任事務制度を廃止
- ・ 自治事務及び法定受託事務の事務区分の創設

### 国と地方公共団体の関係についての新たなルール

- ・ 国の関与の一般原則  
(法定主義の原則、一般法主義の原則、公正透明の原則)
- ・ 国の関与の基本類型
- ・ 国の関与の手続ルール  
(書面主義の原則、手続の公正、透明性の確保、事務処理の迅速性の確保)
- ・ 国地方係争処理委員会の設置

### 権限移譲の推進

#### 【国→都道府県】

- ・ 重要流域以外の流域内に存する民有林に係る保安林の指定・解除等
- ・ 国定公園の特別地域の指定等

#### 【都道府県→市町村】

- ・ 都市計画の決定<政令指定都市へ>  
(特に広域的な判断を要する都市計画を除く)
- ・ 犬の登録、鑑札の交付、注射済票の交付<市町村へ>

### 機関委任事務の廃止に伴う新たな事務の考え方



(注) 1. 地方分権一括法で改正された法律数 475本  
2. ( )内は法律本数であり、事務区分間で法律の重複があること等により相互に合計数は合わない。  
※1: 地方分権一括法(本則)による改正法律のほか、同法による改正法律以外の法律を含む本数  
※2: 地方分権一括法(本則)による改正法律の本数  
3. 自治事務、法定受託事務の数値について  
・ 自治事務 298÷(298+247)×100=54.7%(法定受託事務も同様に算定)  
・ 機関委任事務のみの数値であり、公共事務、団体委任事務、行政事務の法律数は含まれない。

### その他

- ・ 必置規制の見直し  
(国が地方公共団体における組織や職の設置の義務付けを廃止・緩和)
- ・ 法定外目的税の創設、地方債許可制度の廃止

## 三位一体改革の概要

○ 「三位一体の改革」とは、①税源移譲、②国庫補助負担金改革、③地方交付税改革の3つが対象となった、国と地方の税財政制度に関する改革。

	①税源移譲	②国庫補助負担金改革	③地方交付税改革
合計	約3兆円	約4.7兆円(※)	▲約5.1兆円
内容	<p>○ 所得税(国)から個人住民税(地方)へ移譲</p> <p>※約3兆円規模の税源移譲を実施。個人住民税については、一律で10%化。</p>	<p>○ 地方が引き続き実施する必要があるもの</p> <p>→ 税源移譲に結びつく改革(3兆1,176億円)</p> <p>→ 税源移譲額(3兆94億円)</p> <p>○ 手続の簡素化・執行の弾力化</p> <p>→ 交付金化(7,943億円) ※国予算に引き続き計上</p> <p>○ 国・地方ともに事務事業を廃止</p> <p>→ スリム化(9,886億円)</p> <p>※税源移譲に結びつく改革、交付金化の改革、スリム化の改革の3つの改革の総額を単純に足し合わせたもの</p>	<p>○ 地方交付税及び臨時財政対策債の総額を抑制</p> <p>○ 地方交付税算定を簡素化</p> <p>○ 不交付団体の増加</p>

## ■ ■ ■ 義務付け・枠付けの見直し ■ ■ ■

- 地方分権改革推進委員会の勧告等を踏まえ、自治事務のうち、法令により義務付け・枠付けをし、条例で自主的に定める余地を認めていない482法律10,057条項のうち、見直し対象（メルクマール非該当）の4,076条項について見直しを実施。その中で見直すべきとされた1,316条項に対して975条項の見直しが行われた。

### 実績

- ・ 施設・公物設置管理の基準……公営住宅の入居資格基準及び整備基準、道路の構造の技術的基準、保育所の設備及び運営に関する基準等
- ・ 協議、同意、許可・認可・承認……三大都市圏等における都道府県の都市計画決定に係る大臣同意協議の廃止等

## ■ ■ ■ 権限移譲 ■ ■ ■

- 国から地方への事務・権限の移譲等については、主に第4次一括法で実施。
- 都道府県から市町村への事務・権限の移譲等については、主に第2次～第4次一括法で実施。

### 実績

#### 【国→地方】

- ・ 自家用有償旅客運送の登録・監査等
- ・ 直轄道路・河川に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施等

#### 【都道府県→市町村】

- ・ 未熟児の訪問指導等
- ・ 三大都市圏の既成市街地等に係る用途地域等の都市計画決定

#### 【都道府県→指定都市】

- ・ 県費負担教職員の給与等の負担、定数の決定、学級編成基準の決定
- ・ 病院の開設許可
- ・ 都市計画区域マスタープランの決定（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の決定）

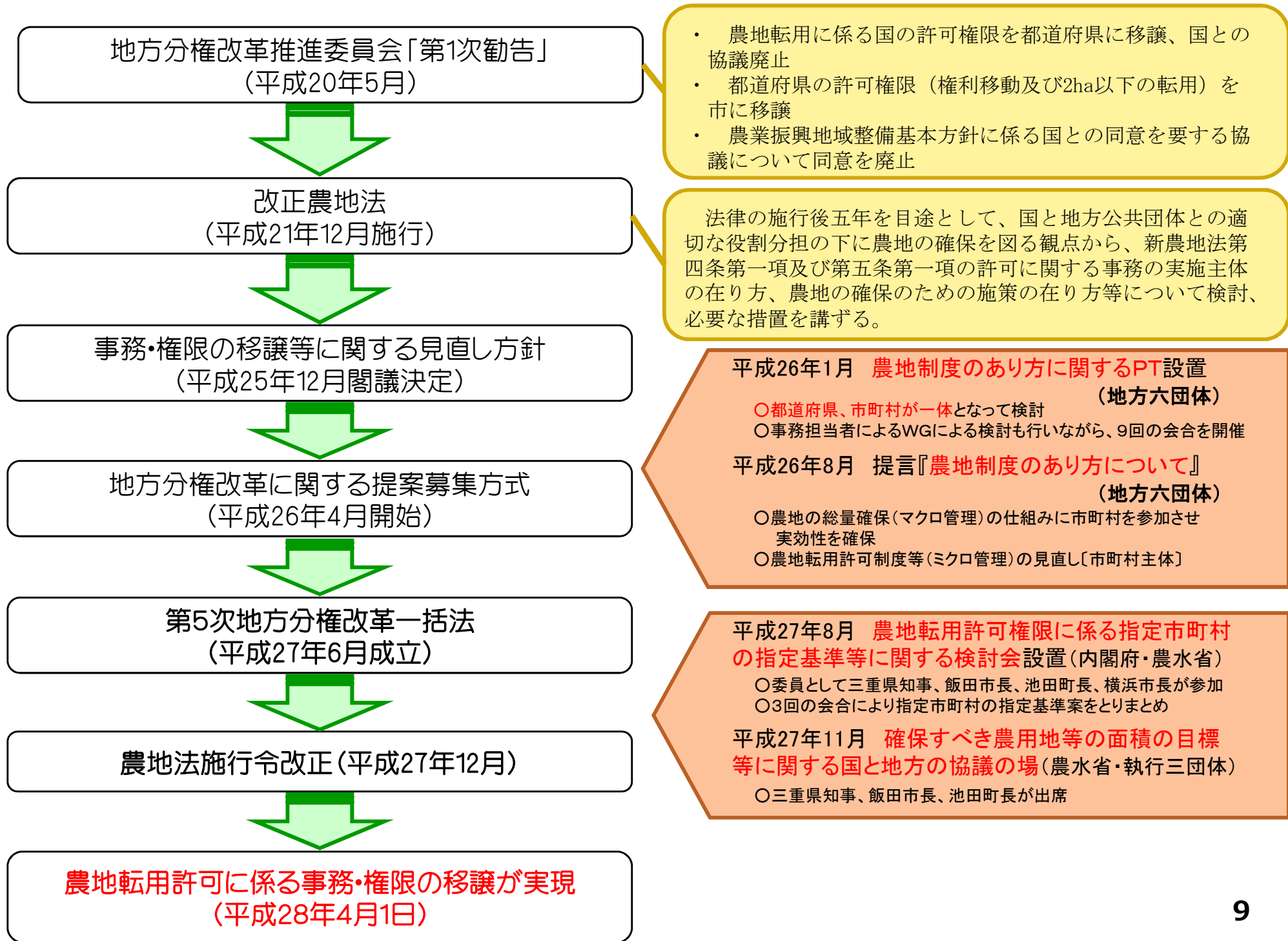
## ■ ■ ■ 提案募集方式の導入 ■ ■ ■

- 平成26年から新たに「提案募集方式」が導入され、これまで事務・権限の移譲等を内容とする第5次及び第6次地方分権一括法が成立した。  
※ 提案総数…H26：953件、H27：334件、H28：303件



# 地方分権改革の具体事例

---



## 農地転用許可権限の移譲

〈従前〉

- ・2ha超4ha以下の転用は国との協議が義務付けられた法定受託事務
- ・4ha超の転用は国の権限(大臣許可)

〈問題点〉

- ・大臣許可、協議に係る農地転用に多大な時間・手間を要し、迅速性に欠ける

〈成果〉

- ・農地転用許可にかかる全ての権限を都道府県及び大臣の指定する市町村に移譲

	改正前	改正後
4ha超	国	※国協議(法定受託事務) 都道府県 指
4ha以下 2ha超	都道府県 ※国協議 (法定受託事務)	都道府県 (自治事務) 指 市 町 村
2ha以下	都道府県 (自治事務)	

## 農地総量確保のための仕組みの充実

〈従前〉

- ・国が策定する基本指針に従って、都道府県が基本方針を策定
- ・基本指針のうち、都道府県の目標面積設定基準について国から都道府県へ意見聴取手続きあり

〈問題点〉

- ・農地の総量確保目標と現実の乖離

〈成果〉

- ・国、都道府県、市町村の代表者による協議の場の設定
- ・国から都道府県への意見聴取項目に国が設定した目標面積案を追加
- ・国が設定した目標面積案や都道府県設定基準案について都道府県が市町村へ意見を聴取する手続きの創設

- 指定市町村の指定基準や農地総量面積目標設定にあたって、国と地方で協議の場を設定
- 指定市町村は現在32市町が指定(平成28年12月26日時点)

〈農地転用許可権限等に係る指定市町村〉(平成28年12月26日現在)

(北海道)七飯町、(埼玉県)蓮田市、(神奈川県)横浜市、(新潟県)新潟市、長岡市、(富山県)富山市、(福井県)鯖江市、越前市、(長野県)飯田市、(岐阜県)岐阜市、(愛知県)一宮市、(三重県)津市、松坂市、鈴鹿市、名張市、鳥羽市、伊賀市、東員町、朝日町、(三重県続き)明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、(滋賀県)近江八幡市、(兵庫県)神戸市、(島根県)松江市、(岡山県)岡山市、総社市、高梁市、(長崎県)諫早市

平成１２年度 地方事務官制度が廃止となり、職業安定行政が国の直接執行事務になった。

※「地方事務官制度」…国家公務員の身分を持ちながら、都道府県の知事の指揮監督を受けて業務を行う制度

全国知事会

- 全国知事会はハローワークの地方移管を提案（H22以降）

国

- 国では一体的実施（H23.6）、ハローワーク特区（H24.10）、ハローワークの求人情報のオンライン提供（H26.9）を開始し、これらの取組の成果と課題を検証し、その結果等を踏まえ、これらの事務・権限の移譲等について、引き続き検討・調整を進めるとした。

全国知事会

- 全国知事会としても成果と課題を検証し、その結果を取りまとめ、国に対して早急な検証を要請
- 国民にとって利便性の高い制度を実現する選択肢として「地方版ハローワークの創設」を提案

国

- 地方分権改革有識者会議の雇用対策部会を開催し、取組の成果、課題を検証し、ハローワークの見直しの方向について議論し、「地方版ハローワークの創設」等を含む報告書を取りまとめた。  
（H27.11.20 「地方分権改革有識者会議雇用対策部会報告書」）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 (第6次地方分権一括法) の概要 (抜粋)

I-D 新たな雇用対策の仕組み (職業安定法及び雇用対策法)

地方版ハローワークの創設 (職業安定法)

- ◇ 地方公共団体が民間事業者とは明確に異なる公的な立場で無料職業紹介を実施
    - ⇒ 法律上、地方公共団体が行う無料職業紹介を独立した章に位置づけ
    - ⇒ 地方公共団体が無料職業紹介を行う際の国への届出を廃止
    - ⇒ 民間事業者と同列に課されている規制※(職業紹介責任者の選任等)や監督(事業停止命令等)を廃止
- ※利用者保護の観点から、名義貸しをして他人に無料職業紹介事業を行わせることは引き続き禁止

(改正前)

	国の許可	国の規制・監督
国 (ハローワーク)	—	—
無料職業紹介事業者 (地方公共団体含む)	○ (地方は届出)	○

(改正後)

	国の許可	国の規制・監督
国 (ハローワーク)	—	—
地方公共団体 (地方版ハローワーク)	—※	×
無料職業紹介事業者	○	○

※国に通知(事後で可。地方版ハローワークの設置状況の把握や国による支援のため)

- ◇ 無料職業紹介を行う地方公共団体に対し、国のハローワークの求人情報及び求職情報をオンラインで提供

地方公共団体が国のハローワークを活用する仕組み(雇用対策法)

- ◇ 国と地方公共団体は、雇用に関する施策について、協定の締結や同一施設における一体的な実施などにより連携
- ◇ 労働者の職業の安定に関する必要な措置の実施について、地方公共団体の長から厚生労働大臣に要請が可能



第1次～第3次一括法などにより、これまで法令により全国一律に定められていた福祉施設・道路・公営住宅などの基準を条例に委任したり、国への協議や通知・届出・報告義務を廃止したりするなどの見直しを行ったもの。



地方公共団体が、地域の実情に応じた独自の基準を定めることが可能になり、その独自基準に適合した施設などが整備できるようになった。また国への協議などが不要となり、各地方公共団体の事務の簡素化・迅速化が図られた。

なお、施設・公物設置管理の基準を条例に委任する場合における条例制定に関する国の基準の類型は、「参酌すべき基準」、「標準」、「従うべき基準」とされている。

## 参考

### 施設・公物設置管理基準を条例委任する場合の国の基準類型

参酌すべき基準	標準	従うべき基準
・十分参照しなければならない基準	・通常よるべき基準	・必ず適合しなければならない基準
・法令の「参酌すべき基準」を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることができる。	・法令の「標準」を標準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じて、「標準」と異なる内容を定めることができる。	・法令の「従うべき基準」と異なる内容を定めることはできないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることができる。

## ● 分権したことで、作れなかった歩道の整備が可能に！

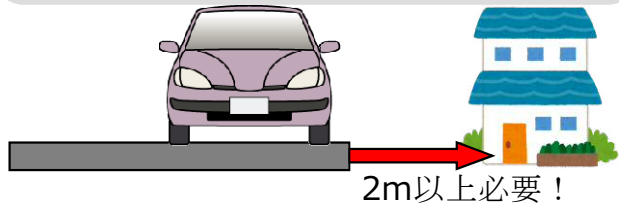
（事例1）沿道に建物が並んでいたり、地形上の制約があった場合、国の基準2メートル以上の歩道が作れない…。



歩道の幅の最低基準をなくして、現地の状況に応じて幅を決めることができるようにすることで、歩道の整備が可能になりました。（鹿児島県）

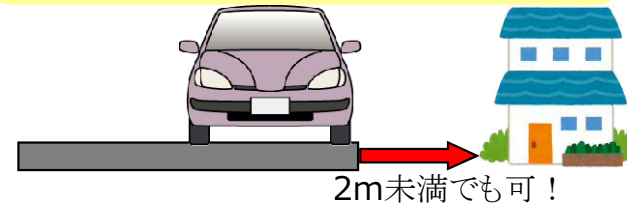
国の基準だと…？

歩道の幅が2メートル以上と決まっているので、その分用地を広げることが必要です。



鹿児島県だと…？

地形や沿道の状況などを考慮して、適切に歩道の広さを決めます。  
（県道の構造の技術的基準等を定める条例）



## ● 分権したことで、狭い土地でも介護施設を作ることが可能に！

（事例2）土地に余裕のない地域では、土地の確保に制約があったり、建設コストが高くなってしま…。

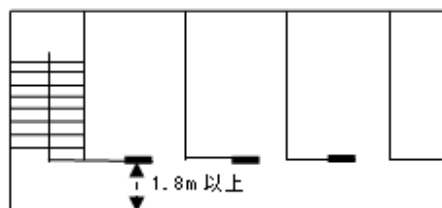


車椅子などの通行に支障がないことを前提に、他の施設の廊下幅や地域の実情などを考慮し、廊下幅の独自基準を定めることで、狭い土地でも介護施設が作りやすく、部屋も広くできました。（千葉県など）

国の基準では…？

中廊下の幅 2.7m以上、  
片廊下の幅 1.8m以上。

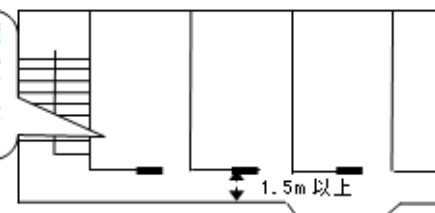
※中廊下とは廊下の両側に部屋とその出入口があるものを言い、片廊下は廊下の片側にだけ部屋とその出入口があるものを言います。



千葉県では…？

すれ違いが確保できる拡幅部を設けることで中廊下の幅1.8m以上、片廊下の幅1.5m以上に基準を緩めました。これにより、その分部屋を広くしたり、少し狭い土地でも施設を作れるようになります。（特別介護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（千葉県））

居室の面積を広くすることもできるようになりました！



● 分権したことで、急な坂道でも車両が通行できる道路が整備可能に！

(事例3) 急な坂が多い地域だけど、国の基準では道路を迂回するように整備が必要で時間も予算もかかる…。



市道の新設・改築時に道路の縦断勾配を「17%まで」引上げ可能とする市独自の基準を規定し、迂回路や階段道の解消を図り、住民の利便性が向上しました。(長崎県長崎市)

市独自の基準に基づき整備された坂道



坂が多いため不必要な迂回路が多い道路(整備前)



不必要な迂回路の解消により直線に近い形で整備を行い、住民の利便性向上と道路整備費の縮減などを実現した道路(整備後)

車みち整備事業による階段道のスロープ(平らな斜面)化



不便な階段の解消により自動車などが通行できるようになり、住民の利便性向上を実現した道路(整備後)

● 分権したことで、単身者が公営住宅へ入居可能に！

(事例4) 単身世帯が増えているのに国の基準では公営住宅に住んでもらうことが出来ない…。

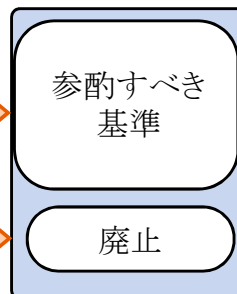


公営住宅の入居基準は全国一律に定められていましたが、市独自の基準を規定することで、部屋の広さや立地条件に応じて、入居基準を柔軟に運用することが可能になりました。(静岡県袋井市、和歌山県湯浅町など)

国の基準

- (1) 本来の入居対象者(「本来階層」)は月収15.8万円以下
- (2) 特に居住の安定を図るべき者(「裁量階層」)は月収21.4万円以下で資格要件(60歳以上の高齢者、未就学児童がいる世帯等)を満たす者

現に同居し、又は同居しようとする親族があること(単身者は原則対象外)



地方の独自基準

- ・中山間地域の市営住宅にあっては、収入基準を月収25.9万円以下に拡大(静岡県浜松市)
- ・過疎地域であり、単身でも入居可能に(島根県津和野町等)
- ・離職者については、単身での入居を可能に(愛知県)
- ・裁量階層の対象に新婚世帯を追加(兵庫県)



昭和54年9月10日 第17次地方制度調査会において、**全国的連合組織の意見提出権**について答申がなされた。

第2 国と地方公共団体の関係の改善及び機能分担の適正化

1 国と地方公共団体の関係の改善

ウ 国と地方公共団体相互の協力、協同の関係を促進するため、国は、都道府県及び市町村の全国的な連合組織と緊密な連絡を保つものとするほか、都道府県及び市町村の**全国的な連合組織は、地方公共団体の利害に係る法令の制定改廃について国会又は関係行政庁に意見を提出することができるものとする**等地方公共団体の意向が国政に適切に反映されるような方途を講ずべきである。また、個々の地方公共団体の利害に密接に係る国の事業計画の策定、地域指定等についても、極力関係地方公共団体等の意向が反映されるよう適切な方途を講ずべきである

平成元年12月20日 第二次行政改革推進審議会「国と地方の関係等に関する答申」においても提言がなされた。

2 国・地方間の調整の仕組みの改善

(1) **国に対する意見具申等**

ア 地方公共団体の長等の全国的連合組織が、地方公共団体に関する事案につき、政府に意見を述べる方途を充実するための仕組みについて検討する。

○ 平成 5年6月18日 **内閣に対する意見具申権、国会に対する意見提出権が創設**（地方自治法改正）

○ 平成11年7月16日 地方分権一括法により、内閣の回答努力義務及び回答義務を追加（地方自治法改正）

平成17年12月9日 第28次地方制度調査会において、**全国的連合組織への事前情報提供制度**について答申がなされた。

第1 地方の自主性・自立性のあり方

2 法令・制度における地方の自由度の拡大と権能の充実

…国と地方の意見交換を実質的に担保するためには、**地方公共団体が事後ではなく、事前に法令の制定・改廃の案等の内容を知りうるようにすべき**である。

このため、既に長、議長の全国的連合組織の意見申出の制度が設けられていることを踏まえ、**各大臣は、地方自治に影響を及ぼす施策の企画又は立案を行おうとするときは、地方公共団体がその意見を反映することができる適切な時期に関連する資料を添えて、その内容を長、議長の全国的連合組織に通知することを制度化すべき**である。

○ 平成18年6月7日 意見具申権を担保するため、**事前情報提供制度が創設**（地方自治法改正）

## 意見具申権

地方六団体は、地方自治に影響を及ぼす法律又は政令その他の事項に関し、総務大臣を経由して内閣に対し意見を申し出、又は国会に意見提出することができる」とされている。

一方、内閣は、地方六団体から意見の申出を受けたときは、遅滞なく回答するよう努めるものとし、当該意見が地方公共団体に対し新たに事務又は負担を義務付けると認められる国の施策の場合、遅滞なく回答することとされている。

【根拠条文】地方自治法第263条の3第2項～第4項  
※ 平成5年 地方自治法改正(上段)  
※ 平成11年 地方自治法改正(下段)

## 事前情報提供制度

各大臣は、地方公共団体に対し新たに事務又は負担を義務付けると認められる施策の立案をしようとする場合、地方六団体に対して当該施策の内容となるべき事項を知らせるために適切な措置を講じるものとする。

【根拠条文】地方自治法第263条の3第5項  
※ 平成18年 地方自治法改正

意見する際の事前の情報提供を担保

これまでに2回、意見提出を行っている。

- ① 平成6年9月26日 「地方分権の推進に関する意見書—新時代の地方自治—」
- ② 平成18年6月7日 「地方分権の推進に関する意見書—豊かな自治と新しい国のかたちを求めて—」

＜平成18年7月21日 地方六団体申出「地方分権の推進に関する意見」に対する回答書＞ [②に対する内閣の回答]

地方分権は、国、地方を通じる行政の構造改革を進める上でも極めて重要な課題であり、「地方にできることは地方に」との方針の下、これまでも積極的に推進してきたところである。

…「1. 分権改革の推進方策と分権改革への地方の参画」に関しては、…基本方針2006…において、地方分権に向けて、関係法令の一括した見直し等により、国と地方の役割分担の見直しを進めるとともに、国の関与・国庫補助負担金の廃止・縮小等を図ることとしたほか、種々の制度改革等を行うこととしたところである。今後、地方分権の推進に当たっては、適時必要な機会を設けて、地方と意見交換を行っていく。

「2. 分権改革の税財制面での具体的方策」に関しては、基本方針2006において、地方税については、国・地方の財政状況を踏まえつつ、地方交付税、国庫補助負担金の見直しとあわせ、税源移譲を含めた税源配分の見直しを行うなど、一体的な検討を図ることとしたところである。…

政府としては、平成18年度までの改革の成果を踏まえつつ、さらに地方分権を推進し、国・地方を通じた行財政改革を進める観点から、地方と意見交換を行いつつ、今後とも、真に地方の自立と責任を確立するための取組を行っていく。

- 平成16年8月、地方六団体は、政府に対して「国庫補助負担金等に関する改革案」を提示※し、その前提として地方の意見が確実に反映されることを担保するため、**国と地方の協議機関を設置**することを求めた。

※ 平成16年6月、政府が「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」を閣議決定し、「三位一体の改革」に関連して、地方公共団体に対して国庫補助負担金改革の具体案を取りまとめるよう要請したことに対する対応。

## 実績

- 「国と地方の協議の場」の開催 <第1回（H16.9.14）～第14回（H17.12.1）>
- ・ 主な議題：3兆円規模の税源移譲に見合う国庫補助負担金廃止の検討等

- 平成21年10月、地方分権改革推進委員会は、「第3次勧告」において、**国と地方の協議の場の法制化を勧告**した。

## 第3章 国と地方の協議の場の法制化

…国と地方の適切な役割分担の実現が強く求められていることにも鑑み、この際、国と地方の双方の代表者が一堂に集まる機会をできるだけ速やかに設け、「国と地方の協議の場の法制化」について率直に意見を交換し、双方の合意を目指すべきである。

以下に示す、当委員会の試案は、その際の一つの「たたき台」として、参考にしていただきたい。

### 当委員会の試案

- 1 協議の場の名称は、国地方調整会議（仮称）とする。
- 2 協議事項の範囲は、国と地方の役割分担、地方自治制度及び地方税財政制度に関する重要事項、経済財政政策、社会保障・教育に関する制度及び社会資本の整備のうち、地方行財政に大きな影響を及ぼしかねない重要事項、とする。
- 3 国地方調整会議（仮称）の構成は、国側を代表する常設の構成員は、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、並びにその他内閣総理大臣が指名する関係大臣とし、地方側を代表する常設の構成員は、地方六団体のそれぞれが指名する者とする。…

- 平成21年11月、国と地方の協議の場の法制化に先立ち、**実質的な協議の場として「国と地方の協議」を開催**。

## 実績

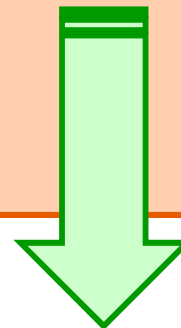
- 「国と地方の協議」の開催 <第1回（H21.11.16）～第6回（H22.12.16）>
- ・ 主な議題：国と地方の協議の場の法制化、地域主権改革等
  - ・ 協議の場の法制化に向けて少人数の実務検討グループを設置し、検討（第1回（H21.12.18）～第3回（H22.2.28））

- 平成23年4月、地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画及び立案並びに実施について、国と地方が協議を行う「国と地方の協議の場」について定める「国と地方の協議の場に関する法律」が成立。

実績

「国と地方の協議の場」の開催

- ・ 平成23年度… 3回 + 臨時会合5回 + 分科会（社会保障・税一体改革）4回
- ・ 平成24年度… 3回 + 臨時会合1回
- ・ 平成25年度… 3回
- ・ 平成26年度… 3回
- ・ 平成27年度… 3回
- ・ 平成28年度… 3回（H28.12月末時点）



- 平成23年11月、社会保障・税一体改革について、国と地方の協議の場における協議に資するために必要な調査・検討を行うことを目的に「社会保障・税一体改革分科会」が設置される。

実績

社会保障・税一体改革分科会の開催

開催日	回数	協議事項
H23.11.17	第1回	・ 「社会保障関係の地方単独事業に関する調査結果」について
H23.12.8	第2回	・ 社会保障関係の地方単独事業に関する調査結果についての議論
H23.12.12	第3回	・ 社会保障関係の地方単独事業に関する調査結果についての議論の整理
H23.12.26	第4回	「国と地方の協議の場（第4回臨時会合）との合同会議」 ・ 社会保障・税一体改革について （1）地方単独事業の総合的な整理について （2）地方税制の論点について

## 総務大臣・地方六団体会合（平成16年度～）

開催日	協議事項
H27.6.16	当面の重要課題について ・骨太方針 ・地域経済再生と財政健全化の両立に向けて ・元気で豊かな地方の創生に向けて ・地方行財政改革のポイント
H27.12.2	平成28年度地方財政対策及び地方税制改正について
H28.12.19	平成29年度地方財政対策について

（直近3回記載）

- ・地方財政対策、地方財政計画の策定に当たり、地方公共団体の意見を反映させるため設置
- ・総務大臣と地方六団体の各会長が出席

## 内閣府特命担当大臣（地方創生担当）と地方六団体の意見交換会（平成26年度～）

開催日	協議事項
H27.11.18	・地方創生の取組について ・地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金先駆的事业分の交付対象事業における特徴的な取組事例
H28.5.10	・まち・ひと・しごと創生基本方針2016の策定について ・地方創生関連三法について
H28.11.25	・まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂について ・平成29年度概算要求及び税制改正要望について

（直近3回記載）

- ・平成26年9月に「まち・ひと・しごと創生本部」が発足したことに伴い設置
- ・内閣府特命担当大臣（地方創生担当）と地方六団体の各会長が出席

## 確保すべき農用地等の面積の目標等に関する国と地方の協議の場（平成27年度）

開催日	協議事項
H27.11.5	・確保すべき農用地等の面積の目標 ・都道府県において確保すべき農用地等の面積の目標の設定の基準に関する事項

- ・農業振興地域の整備に関する法律に基づき、確保すべき農用地等の面積目標及び都道府県において確保すべき農用地等の面積の目標の設定の基準に関する事項を協議するため設置

- ・構成員は農林水産省（副大臣）、全国知事会（三重県知事）、全国市長会（長野県飯田市長）及び全国町村会（福井県池田町長）

## 国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議（平成22年度～）

開催日	協議事項
H26.8.8	国民健康保険制度の見直しについて（中間整理（案））
H27.2.12	国民健康保険制度の見直しについて
H28.12.17	国民健康保険制度の見直しについて

（直近3回記載）

- ・協議事項
  - ① 国民健康保険の財政上の構造問題の分析とその解決に向けた方策
  - ② 国民健康保険の運営に関する業務に係る都道府県と市町村の役割分担のあり方
  - ③ その他、地方からの提案事項
- ・現構成員は厚生労働省（大臣、副大臣、政務官）、全国知事会（栃木県知事）、全国市長会（高知市長）及び全国町村会（新潟県聖籠町長）

# なお残る課題の事例

---



## 福祉関係（保育所）

### 従来（省令で規定）

#### 保育士の配置

0歳児	乳児	3人当たり保育士1人
1、2歳児	幼児	6人当たり保育士1人
3歳児	幼児	20人当たり保育士1人
4、5歳児	幼児	30人当たり保育士1人

#### 居室の床面積（1人当たり）

0、1歳児の乳児室	1.65㎡以上
0、1歳児のほふく室	3.3㎡以上
2歳児以上の保育室	1.98㎡以上

#### 屋外遊戯場の面積

幼児1人当たり3.3㎡以上

#### 衛生管理

使用する設備、食器、飲用水等について、衛生的な管理に努める

### 現行（条例で規定）

従うべき基準

従うべき基準

#### 保育所の居室の床面積基準に係る特例

待機児童が100人以上で、地価が高い地域として、厚生労働省告示で指定する地域に限り、待機児童の解消のため、平成31年度末までの特例措置として、「標準」とする。

参酌すべき基準

### 異なるものを定めることの許容の程度

異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容

合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることは許容

法令の「参酌すべき基準」を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容

## 「従うべき基準」が未だ残されていることにより生じている支障（１）

従  
う  
べ  
き  
基  
準

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」により・・・  
児童発達支援センターを利用している障がい児に食事（給食）を提供する場合は、当該センター内で調理をする方法により提供しなければならない。

↓  
センターを設置する場合は、調理員の確保や調理用設備などの整備が必要。



現  
状

○人口が少ない県では児童発達支援センターの規模が小さく利用者も少ない。  
○サービス提供に対する報酬額（収入額）が少ない。



問  
題  
点

自前の施設で食事を提供するには非常にコストがかかり非効率→当該センターの設置や施設の経営上大きな問題。



**施設内調理以外の方法も認めるなど、地域の実情に合わせた柔軟な対応ができるよう基準を緩和すべき**



効  
果

○食事提供の方法として、外部搬入方式が可能となれば、設置や運営に係るコストが削減できるとともに、食事の提供数が少数であっても、食材の質の確保及び種類豊富な献立を効率的に提供することが可能となる。

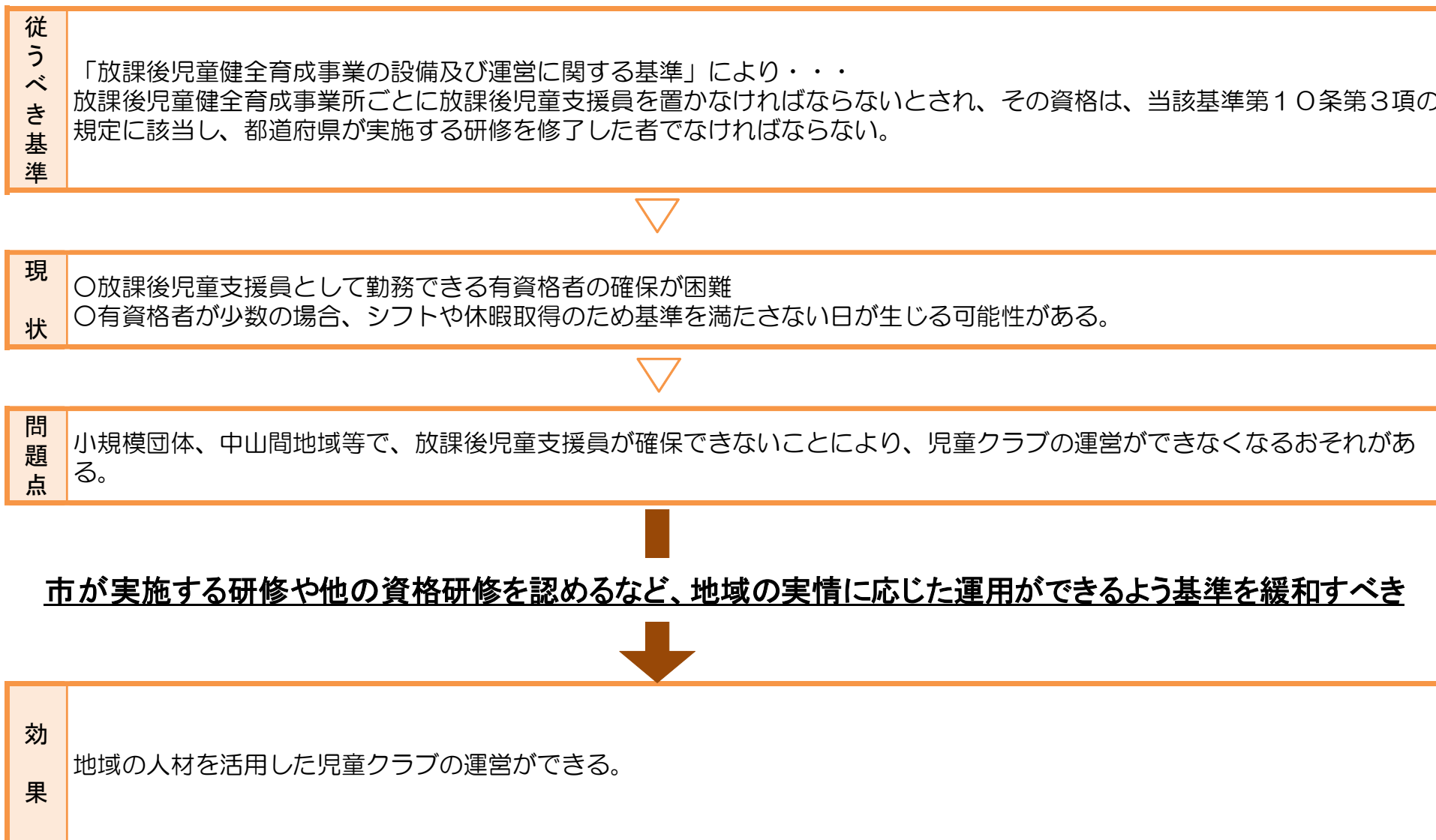
効  
果

○コストの削減により、経営の効率化が図られることから、新たな児童発達支援センターの設置を促し地域支援体制の強化が図られるとともに、削減したコストを障がい特性に応じた療育の実施等、障がい児の処遇の向上に充てることことができる。

※ なお、同じ通所サービスである保育所や、障害福祉サービス事業所においては、一定の要件を満たせば、外部搬入方式などが認められている。



## 「従うべき基準」が未だ残されていることにより生じている支障（２）



※ 平成32年3月末まで研修の修了要件については経過措置あり

## 「従うべき基準」が未だ残されていることにより生じている支障（3）

従 う べ き 基 準 ・ 現 状	<b>狂犬病予防法</b> (予防注射) 第5条 犬の所有者（所有者以外の者が管理する場合には、その者。以下同じ。）は、その犬について、 <b>厚生労働省令の定めるところにより</b> 、狂犬病の予防注射を毎年1回受けさせなければならない。 2・3 (略)
	<b>狂犬病予防法施行規則</b> (予防注射の時期) 第11条 生後91日以上の子犬（次項に規定する子犬であつて、3月2日から6月30日までの間に所有されるに至つたものを除く。）の所有者は、法第5条第1項の規定により、その犬について、狂犬病の予防注射を <b>4月1日から6月30日まで</b> の間に1回受けさせなければならない。ただし、3月2日以降において既に狂犬病の予防注射を受けた犬については、この限りでない。 2・3 (略)

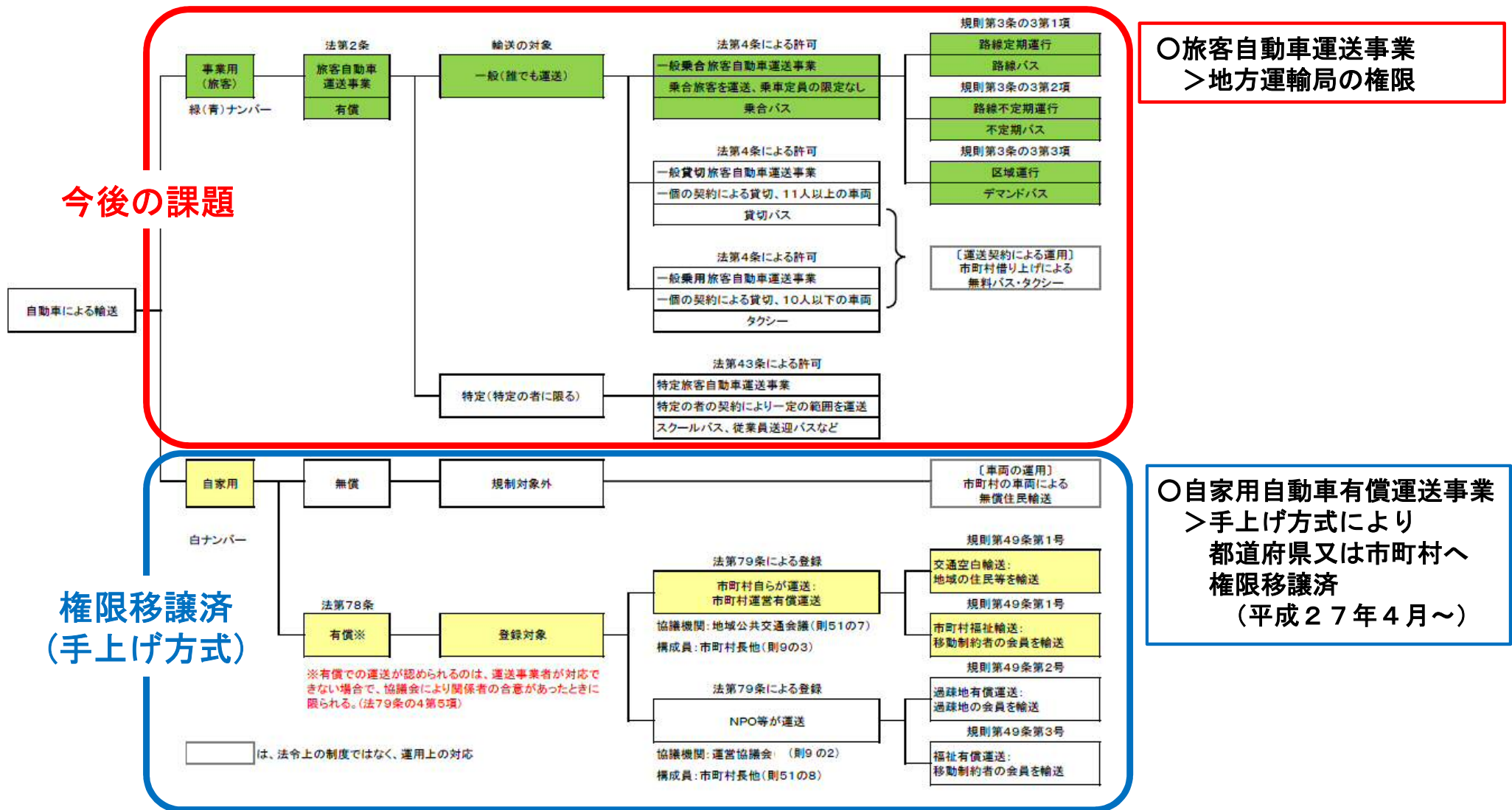


問 題 点	<ul style="list-style-type: none"><li>○犬の体調によっては、期間内に予防注射を受けさせることが困難な場合がある。</li><li>○年度当初の繁忙期であるため、事務に混乱を生じる。</li></ul>
-------------	---

予防注射の実施時期を限定していることについて、見直しを図るべき

効 果	<ul style="list-style-type: none"><li>○予防注射の接種時期について、自治体の裁量で任意の時期に接種することができる。</li><li>○事務の弾力化が図れ、計画的に執行ができる。</li></ul>
--------	--

地域交通関係（旅客自動車運送事業）



出典：『「地域公共交通について」資料～道路運送法編～』（九州運輸局福岡運輸支局）

<これまでの提案募集制度における関係提案>

- 旅客自動車運送事業（各種）の許認可等の権限の都道府県・市町村への移譲（平成26年度7団体）
- 一般旅客自動車運送事業者・一般乗用旅客自動車運送事業者への臨時許可に係る権限移譲（平成27年度2団体）

## 全国知事会の提言

全国知事会では、『平成29年度国の施策並びに予算に関する提案・要望』（H28.7.29全国知事会）等により、「従うべき基準」について、速やかに廃止又は参酌すべき基準化等を求めてきた。

- 1 地方創生の実現を更に加速するための地方分権改革の一層の推進  
(5)国と地方のルールに関する改革
  - ・ 義務付け・枠付けについては、これまで約1,000条項の見直しが実現し、一定の進展があったが、実際には、見直し後も「従うべき基準」が多用されるなど地方の自由度が高まっていない面もある。
  - ・ こうした現状を踏まえ、「従うべき基準」については、速やかに廃止又は参酌すべき基準化を進めるとともに、引き続き、地方分権改革推進委員会の第2次・第3次勧告に従って義務付け・枠付けについて見直しを行い、勧告において示された「義務付け・枠付けに関する立法の原則」の法制化、政府における「チェックのための仕組み」の確立を図ること。
- 2 国と地方の協議の場の積極活用
  - ・ 地方創生、地方分権改革、社会保障制度改革等を実現するためには、国と地方の力を結集した施策を展開することが不可欠であるため、国と地方の協議の場を積極的に活用し、十分な時間を確保しつつ実効ある対話を積み重ね、地方の意見を確実に施策に反映させること。

## 地方6団体の提言

地方6団体についても、国と地方の協議の場等における主張（『地方創生、地方分権改革の推進について』（H28.12.19地方六団体）等）により、更なる権限移譲、義務付け・枠付けの見直しを求めてきた。

- II 地方分権の更なる推進  
更なる権限移譲、義務付け・枠付けの見直し
  - 地方創生の実現に向けては、国と地方の役割分担の観点から、地方への事務・権限の移譲や「従うべき基準」の参酌すべき基準化を含めた義務付け・枠付けの見直しを行うことを前提とし、地方に委ねることによる特段の支障等を立証できない限り移譲・見直しを実行する取組も併せて進めること。

## 分権改革に関するアンケート調査の実施

### ○趣旨

来年度の提案募集に向け、地方六団体として地方分権改革の残された課題である義務付け・枠付け及び地域交通について、より具体的な支障事例の掘り起こし・掘り下げを行い、提案の実現性を高めるため、全都道府県・市区町村に対して実態調査を行う。

### ○調査項目

- (1) 義務付け・枠付け（社会保障分野）の見直しについて
- (2) 地域交通について

### ○対象

全都道府県・市区町村

### ○調査期間

平成28年12月2日（金） ～ 平成28年12月28日（水）